

河合町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例改正（案）に係るパブリックコメントの実施結果

1. 意見募集期間 令和7年12月26日（金）から令和8年1月26日（月）
2. 意見募集方法 郵送、ファックス、Eメールまたは直接持参
3. 意見提出者 1名（Eメール）
4. 意見の数 4件

	ご意見	ご意見に対する考え方
1	（第2条） 河合町条例第25号第2条第1項に規定する空家等を除いている理由は何か。	空家等は、河合町空家等対策の推進に関する条例によって対応するためです。
2	（第5条） 町長が認めるための情報は、どのように把握するのか。 町長が把握するための手順（要綱等）が必要だが、あるのか。	職員の見回り、住民からの相談による現場確認を行い、一定の判断基準をもって把握する予定です。
3	（第6・7条） 相当の猶予期限とは、どれ位の期限か。 状況によって異なる場合も含め、具体的に期限を決めるべきである。	原則として、1ヶ月程度を想定していますが、状況によって変更することがあるため、具体的には定めない予定です。理由としては、想定していない特殊なケースが発生した際に、柔軟な対応が困難と考えるためです。
4	（第7条） 正当な理由がなく、とはどのような理由か。 要綱等はあるのか。	一例としては、土地所有者が遠隔地に居住しており、かつ生活困窮の状態にあり、直ちに処置が出来ない等を想定していますが、なんらかの弁明があった場合は、それが正当な理由かどうかを顧問弁護士などの有識者に相談する予定です。